

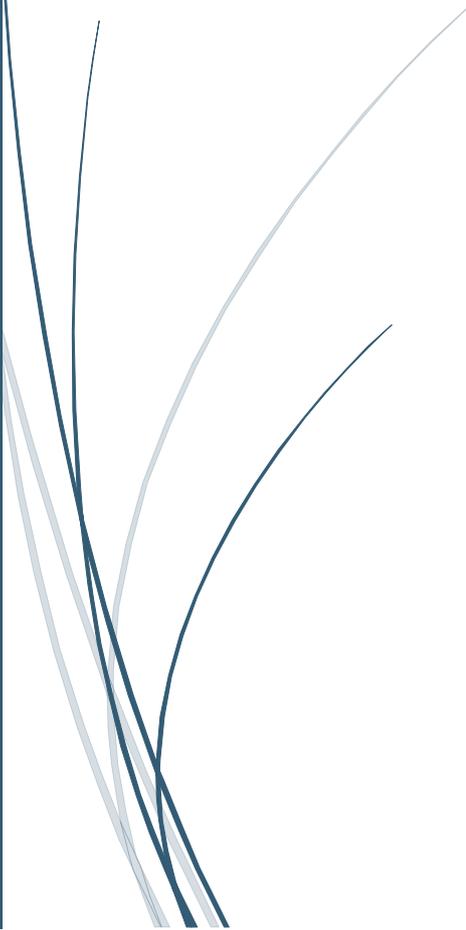
A dark blue vertical bar is on the left side of the page. A light blue arrow points to the right from the bar, pointing towards the text.

中泊町

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

(令和3年度から令和5年度)

Several thin, light blue wavy lines originate from the bottom left corner and curve upwards and to the right.

令和3年3月

中 泊 町

はじめに

本町では「中泊町第3次障がい者計画」に基づき、互いに尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら社会参加のできるまちづくりを目指して、障がいのある人の支援に取り組んでおります。また、その障がい者計画に基づいて、サービスの提供体制を確保するために「中泊町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」を策定し、各種施策を実施してきました。



今回の「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」は、国が定める基本指針に即して項目ごとに具体的成果目標を設定しており、今後、本計画に沿って障がいのある人への支援に取り組んで参ります。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との間に距離をとるなど生活様式の変化が求められる一方で、人と人のつながりはより強くある必要があります。今後も必要とする人たちにしっかりと支援が届くようより一層努力して参りますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご意見やご提言を賜りました関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

中泊町長 濱 舘 豊 光

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

- 1 人口構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 障がいのある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～7
 - (1) 身体障がい
 - (2) 知的障がい
 - (3) 精神障がい
 - (4) 難病等患者
 - (5) 発達障がい等

第3章 成果目標の設定

- 1 成果目標の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～13
 - (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
 - (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等
 - (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
 - (6) 相談支援体制の充実・強化等
 - (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第4章 障害福祉サービス等の見込量

- 1 障害福祉サービスの見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～20
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援
 - (5) 障がい児通所支援サービス等

2	地域生活支援事業の見込量	21～28
	(1) 必須事業	
	(2) 任意事業（その他事業）	
第5章 計画の推進		
1	計画の推進体制	29
	(1) 連携体制の構築	
	(2) 庁内の体制	
	(3) 連携体制の構築	
	(4) つがる西北五広域連合地域自立支援協議会との連携	
	(5) 制度の周知	
2	計画の進行管理	30
付属資料		
	参考資料1 中泊町地域福祉施策推進協議会設置要綱	31
	参考資料2 中泊町地域福祉施策推進協議会 地域福祉、高齢・障害者支援部会名簿	

「障がい」の表記について

本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとしています。

ただし、法令・条例や福祉制度の名称、固有名詞が「障害」となっている場合や文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」としています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本町では、平成30年3月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に基づく障害サービス等に関する見込み量とその方策を定める計画として、「第5期中泊町障がい福祉計画（平成30年度～令和2年度）」及び児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人がその人らしく安心・豊かな生活を送ることができる環境づくりの実現を目指し、障がい者福祉の充実に向けた取組を行ってきました。

この間、国においては障がいのある人に関する様々な制度の改革に向けた検討が進められ、平成30年3月に「第4次障害者基本計画（平成30年度～令和4年度）」が策定されました。この計画は、「地域共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援すること」を基本理念としています。

また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月）」の施行など、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年6月）」の施行など障がい者関連の法律・制度による支援の拡充が図られています。

この度、現行の「中泊町第5期障がい福祉計画」及び「中泊町第1期障がい児福祉計画」が最終年を迎えたことから、障がいがある人を取り巻く様々な環境の変化を踏まえつつ、「中泊町第3次障がい者計画」との整合性を図りながら、次期計画として「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障害福祉サービス等の具体的な数値目標を設定するとともに、施策の推進についての取組を定めるものです。

2 計画の位置付け

●根拠法令

「中泊町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条に基づく市町村障害福祉計画で、同法に規定する障害福祉サービス、計画相談支援及び地域生活支援事業の必要見込みを示し、障害福祉サービスなどに関して数値目標など具体的な内容を定めます。

また、「中泊町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条に基づく市町村障害児福祉計画で、児童福祉法に規定する障がい児通所支援及び障がい児相談支援の必要見込みを示し、障がい児通所支援などに関して数値目標など具体的な内容を定めます。

障害者総合支援法（抜粋）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

児童福祉法（抜粋）

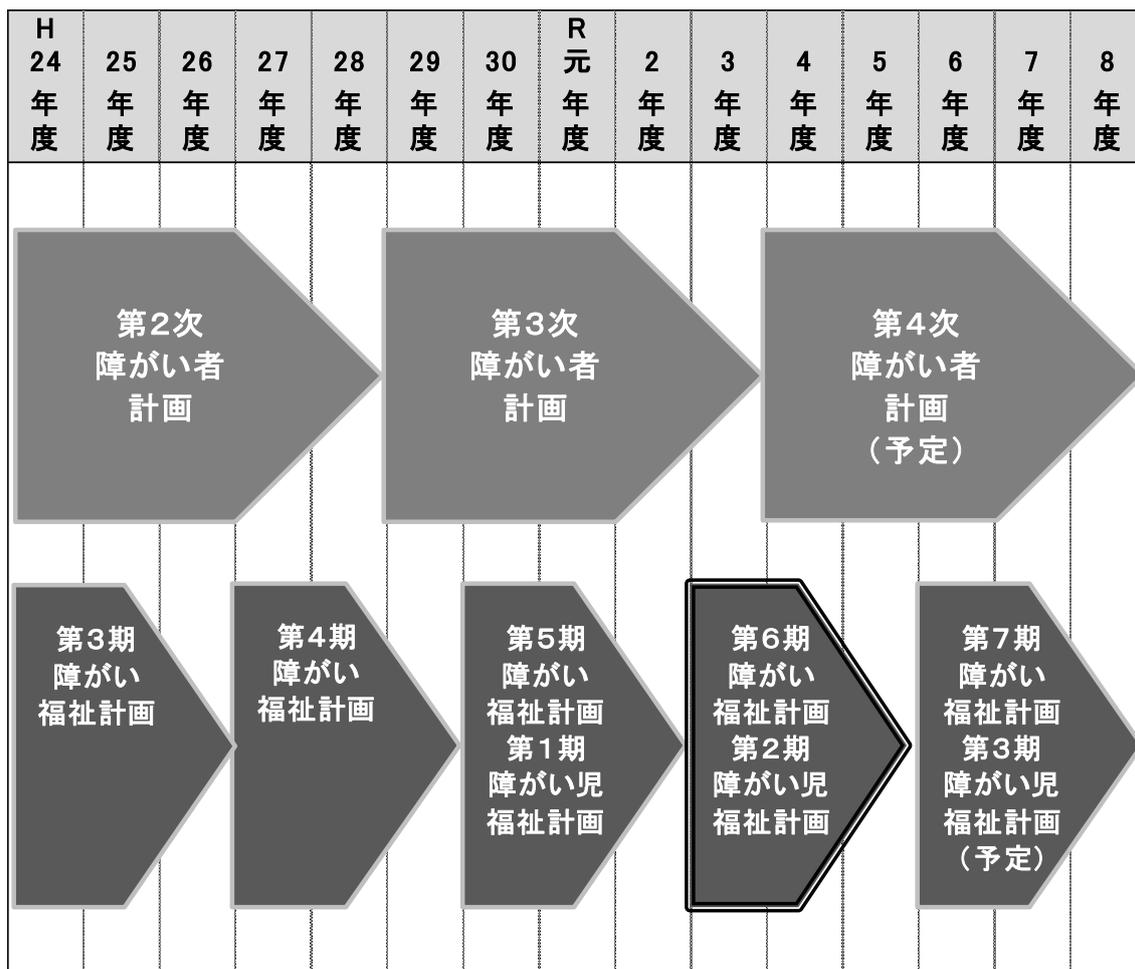
第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

●町政における位置づけ

町政運営の最上位計画である「中泊町長期総合計画」の部門別計画として「中泊町障がい者計画」があり、そのサービス実施計画として「中泊町障がい福祉計画」及び「中泊町障がい児福祉計画」を定めます。

3 計画の期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間は、国の指針において3年間とされていることから、本計画は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 人口構成

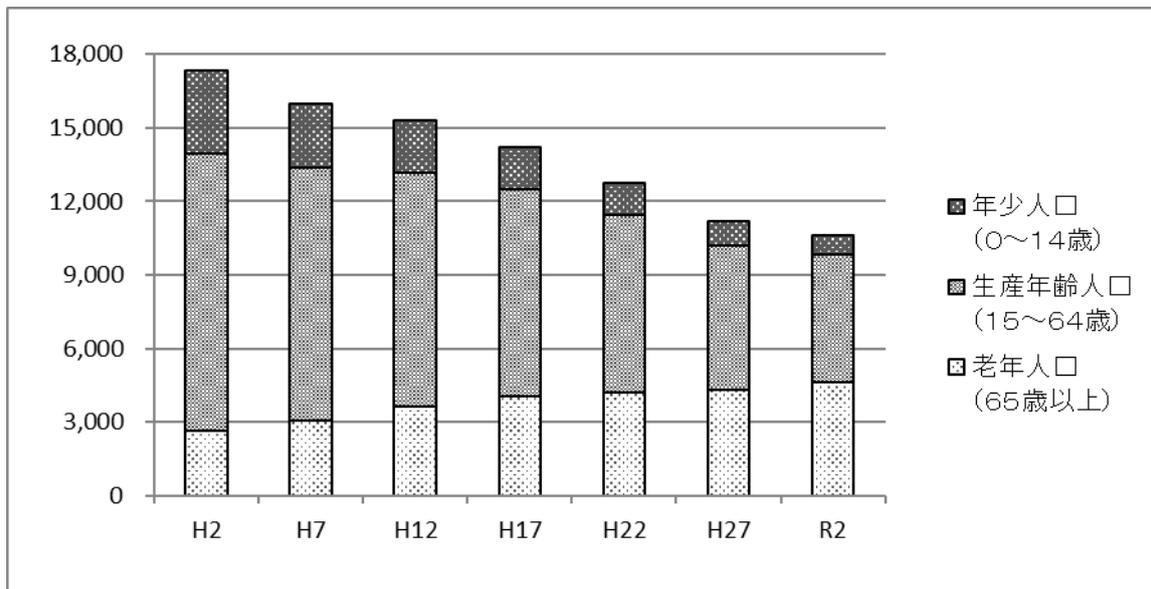
本町の総人口は、町村合併の平成17年に14,184人ありましたが、以降減少傾向になっています。その一方で老年人口は増加しています。

人口の推移

区分	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
年少人口 (0～14歳)	3,387	2,638	2,139	1,682	1,277	960	821
生産年齢人口 (15～64歳)	11,302	10,280	9,536	8,430	7,257	5,921	5,206
老年人口 (65歳以上)	2,665	3,080	3,650	4,072	4,209	4,283	4,601
総人口	17,354	15,998	15,325	14,184	12,743	11,187	10,628

※国勢調査 各年10月1日現在（総人口には年齢不詳を含む）

※令和2年の数値は住民基本台帳より10月1日現在



2 障がいのある人の状況

障がい手帳所持者数（身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数、重複含む）は、令和2年3月31日現在で、758人であり、町人口10,628人のうち7%程度となっています。

（1）身体障がい

身体障害者手帳の所持者数は、前回計画時の平成29年3月31日時点の611人から、人口減少等に伴い、69人減少して542人となっています。

●身体障害者手帳所持者数

等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	児	0	0	0	0	0	0	0
	者	14	11	2	6	4	1	38
	計	14	11	2	6	4	1	38
聴覚・平衡機能障害	児	0	1	0	0	0	0	1
	者	1	11	7	13	0	13	45
	計	1	12	7	13	0	13	46
音声・言語機能障害	児	0	0	0	0	0	0	0
	者	0	0	5	2	0	0	7
	計	0	0	5	2	0	0	7
肢体不自由	児	1	0	0	0	0	0	1
	者	46	52	48	67	17	10	240
	計	47	52	48	67	17	10	241
内部障害	児	0	0	0	1			1
	者	130	3	26	50			209
	計	130	3	26	51			210
合計		192	78	88	139	21	24	542

令和2年3月31日現在

(2) 知的障がい

愛護手帳の所持者数は103人となっており、前回計画時の112人から9人減少しています。内訳としてA判定の方よりB判定の方の人数が多くなっています。

●愛護手帳所持者数

等 級		男	女	合計
A	児	1	0	1
	者	23	20	43
	計	24	20	44
B	児	2	1	3
	者	39	17	56
	計	41	18	59
合 計		65	38	103

令和2年3月31日現在

(3) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、113人となっており、前回計画時104人から9人増えています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級別	男	女	合計
1級	20	24	44
2級	27	34	61
3級	5	3	8
合 計	52	61	113

令和2年3月31日現在

(4) 難病等患者

難病患者には障がい者手帳等は交付されていませんが、現在把握している難病患者数としては、特定疾患医療受給者証所持者数が99人（前回104人）、小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数は6人（前回4人）となっています。

(5) 発達障がい等

発達障がいについては、身体障がいや知的障がいのような手帳制度がないため、正確な人数が把握できない状況ですが、乳幼児健診等の際に、医師、言語聴覚士、発達相談員や保健師が関わり、サービス利用につながっています。

現在、児童発達支援と放課後等デイサービスを8人利用しています。



第3章 成果目標の設定

1 成果目標の設定について

本章では、国が定める基本指針に即して、令和5年度の数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針を踏まえ、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設入所者のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する方の数を見込んだうえで、令和5年度末における施設入所者数と地域生活に移行する人数を目標値として設定します。

本町においては令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数28人の1.6%以上にあたる1人を、施設入所者の減少数として設定します。

また、令和5年度末までに、令和元年度末時点の入所者数の6%以上にあたる2人を、地域生活に移行する人数として設定します。

●中泊町の目標値

項目	目標/実績	備考
施設入所者数(A)	28人	令和元年度末時点の実績
施設入所者数(B)	27人	令和5年度末時点の見込数
【目標】令和5年度削減見込者数(A-B)	1人	A-Bの人数。 既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引きした見込数。 (国の目標:1.6%以上)
【目標】令和5年度計画期間内に入所から地域生活に移行する人数	2人	令和元年度末時点の施設入所者数のうち、グループホームや一般住宅へ移行する人数の累計見込数。 (国の目標:6%以上)

【今後の方向性】

・介護者の高齢化等により施設入所希望が増えているが、関係事業所等との連携のもと施設入所者のうち地域での生活が可能な人について、本人や家族の意向を尊重しながら、グループホーム等への移行を働きかけていきます。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、令和５年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。

本町では、専門的職員の確保が難しいことや関係事業所が町外に存在することから、関係機関や圏域等と連携して協議の場を構築していきます。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある方の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据え、障がいのある方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域移行を進めるため、次の機能を集約した拠点を整備していく必要があります。

【地域生活支援拠点等の整備にあたって求められる機能】

- ① 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③ 緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性、対応向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

本町では、令和５年度末までに、近隣市町、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所等の関係機関と協議し、圏域において地域生活支援拠点等の整備を目指していきます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、令和元年度の一般就労への移行実績の１．２７倍以上が令和５年度の中に一般就労に移行することを基本としています。このうち就労移行支援は１．３倍以上、就労継続支援Ａ型事業は１．２６倍以上、就労継続Ｂ型事業は１．２３倍としています。

また、就労定着支援事業利用者数について、令和５年度における就労支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、７割が就労定着事業を使用することを基本としています。

就労定着事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを基本としています。

●中泊町の目標値

項 目	目標/実績	備 考
令和元年度の一般就労への移行実績	0人	これまで、一般就労移行の実績はありません。
【目標】令和5年度 一般就労移行者数中の移行者数(国目標: 令和元年度の1.27倍以上) ・就労移行支援事業 (令和元年度実績の1.3倍以上) ・就労継続支援A型事業 (令和元年度実績の1.26倍以上) ・就労継続支援B型事業 (令和元年度実績の1.23倍以上)	1人	本町では令和元年度中に一般就労に移行した方はいませんが、国の基本指針を踏まえ、令和5年度における一般就労への移行者の目標数を1人とします。
【目標】令和5年度 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	70%	本計画から新たに導入される目標であり、国は就労定着支援事業により一般就労に移行することを進めています。
【目標】令和5年度 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%	本計画から新たに導入される目標であり、国は就労定着支援事業の就労定着率を一定割合以上にすることを目指しています。本町では、事業所がないため、町利用者が利用する事業所の割合とします。

【今後の方向性】

- ・本町では、令和元年度中に一般就労に移行した実績はなく、移行者数の増に至っていない状況です。
- ・就労定着事業の利用割合については、国の指針に基づく数値を設定し、今後もハローワークや事業所、関係機関との連携を図りながら一般就労を促進していきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国では、令和5年度までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

保育所等訪問支援を利用できる体制を令和5年度末までに、各市町村において構築することを基本としています。

また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

さらに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

●中泊町の目標値

項 目	目 標	備 考
【目標】令和5年度 児童発達支援センターの整備	達成済	令和2年4月圏域で1か所設置済です。
【目標】令和5年度 保育所等訪問支援を利用できる体制 の整備	達成済	保育所等訪問支援のニーズに対するサービスの提供はできています。
【目標】令和5年度 主に重症心身障害児を支援する児童 発達支援事業所の整備	1か所	国では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域で少なくとも1か所以上確保することを目標としていますが、本町では、圏域においてサービスが提供できる体制を構築していきます。
【目標】令和5年度 医療的ケア児支援の協議の場の設置	1か所	協議の場の設置については、保護者の負担軽減や後方支援、地域医療の課題があり、地域での生活を見据えた協議が必要となります。令和5年度末までの設置に向けて圏域で協議を行い、コーディネーターについては、令和5年度までに1名の配置を目指します。
【目標】令和5年度 医療的ケア児支援等に関するコーデ ィネーターの配置	1名	協議の場の設置については、保護者の負担軽減や後方支援、地域医療の課題があり、地域での生活を見据えた協議が必要となります。令和5年度末までの設置に向けて圏域で協議を行い、コーディネーターについては、令和5年度までに1名の配置を目指します。

【今後の方向性】

- ・児童発達支援センターについては、近隣市に令和2年4月に1か所設置され、圏域で利用できる体制を整備しています。
- ・保育所等訪問支援については、他市事業所を利用できる体制を整備し、既に活用しています。今後もサービスの充実に努めます。
- ・重症心身障がい児への支援については、より専門性が必要になること、利用者が少数であることから、町内での整備は難しく、圏域での提供体制を構築していきます。
- ・協議の場の設置については、保護者の負担軽減や後方支援、地域医療の課題があり、地域での生活を見据えた協議が必要になります。設置に向けては、圏域で協議を行い、コーディネーターは、令和5年度までに1名の配置を目指します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国は、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度までに、各市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施することを基本としています。本町では、この方針を踏まえて以下のように設定します。

●中泊町の目標値

項 目	目 標
【目標】令和5年度 総合的・専門的な相談支援の実施	実施
【目標】令和5年度 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な 指導・助言件数	1件
【目標】令和5年度 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件
【目標】令和5年度 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回

【今後の方向性】

事例検討をはじめ、人材育成に努め、地域の相談体制の充実に努めます。また、つがる西北五地域自立支援協議会において、専門部会等を積極的に開催することにより、地域の関係機関との連携強化につなげていきます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国は、令和5年度までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を確保することを基本にしています。この方針にそって次の目標値を設定します。

●中泊町の目標値

項 目	目 標	備 考
【目標】令和5年度 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への町職員の参加延べ人数
【目標】令和5年度 障害者自立支援給付審査支払システム等による審査結果の共有	1件	障害者自立支援給付審査支払システム等による審査結果の事業所や関係自治体との共有の実施回数

【今後の方向性】

- ・事例検討をはじめ、県が実施する研修等へ積極的に参加します。
- ・障害福祉サービス等に係る返戻・過誤事例等について、圏域や事業所が参加する各種研修で活用し、情報を共有しながら請求過誤の減少を図っていきます。

第4章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

主に自宅において提供される支援サービスです。

【訪問系サービスの概要】

名 称	内 容
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、居宅における入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行し、代筆・代読や移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護をします。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しく困難を有する人で、常時介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

【訪問系サービスの1ヶ月あたりの見込量】

事業名	単 位	実績(R2は見込)			見 込 量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 (人/月)	16	16	15	17	18	19
	利用時間 (時間/月)	162	167	158	176	186	197

【サービス確保に向けて】

- ・障がい者の高齢化、精神科病院からの退院促進、施設入所者の退所促進により、利用が増加することが見込まれます。
- ・支援を必要とする人が円滑にサービスを利用でき、利用者に必要量を継続して提供できるよう関係機関、事業所等と連携して取り組んでいきます。

(2) 日中活動系サービス

施設などを利用し、主に日中に提供される支援サービスです。

【日中活動系サービスの概要】

名 称	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	身体障がいのある人等に対し、日中、施設において、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的・精神障がいのある人に対し、日中、施設において、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業での就業が困難な人に、雇用契約を結んだうえで、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。(雇成型)
就労継続支援(B型)	一般企業での就業が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。(非雇成型)
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就業に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、職場・家族・関係機関との連絡調整や、生活リズムや体調などに関する指導や助言を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関にて機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【日中活動系サービスの1ヶ月あたりの見込量】

事業名	単位	実績(R2は見込)			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
生活介護	利用者数 (人/月)	53	51	52	58	59	60
	見込量 (人日/月)	983	991	977	1097	1116	1135
自立訓練(機能訓練)	利用者数 (人/月)	3	4	4	5	5	5
	見込量 (人日/月)	27	49	48	56	56	56
自立訓練(生活訓練)	利用者数 (人/月)	1	1	1	2	2	2
	見込量 (人日/月)	23	23	23	46	46	46
就労移行支援	利用者数 (人/月)	2	0	0	2	2	2
	見込量 (人日/月)	11	0	0	11	11	11
就労継続支援(A型)	利用者数 (人/月)	5	4	5	6	6	6
	見込量 (人日/月)	93	77	98	115	115	115
就労継続支援(B型)	利用者数 (人/月)	36	34	36	37	38	39
	見込量 (人日/月)	726	665	632	706	725	744
就労定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
療養介護	利用者数 (人/月)	3	3	3	4	4	4
短期入所	利用者数 (人/月)	3	3	3	7	8	9
	見込量 (人日/月)	71	68	78	182	208	234

【サービス確保に向けて】

- ・日中活動系サービスについては、日中活動を支援するサービスは障がいのある人たちの様々なニーズに対応できるよう日中活動の場の確保に努めるとともに、サービス提供事業所のサービス拡充を促していきます。
- ・生活介護については、施設から地域への移行を進める中で、今後も増加が見込まれることから、事業所の定員増や新規利用見込んでいます。
- ・自立訓練、療養介護については、これまでの実績に加え、新規利用を1人で見

込んでいます。

・就労移行支援、就労継続支援については、障がいのある人の自立促進にむけて今後も継続や新規利用が見込まれることから、現状維持または年 1 人の増加を見込んでいます。

・就労定着支援については、県・圏域や関係機関と連携を図りながらサービス確保に努めます。

・短期入所については、地域生活に移行する人や介護者の高齢化に伴いニーズが増加することが見込まれることから、必要なサービス量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

施設などにおいて、主に夜間や休日に提供される支援サービスです。

【居住系サービスの概要】

名 称	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的・精神障がい者に、一定の期間、定期的な巡回訪問などにより支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【居住系サービスの 1 ヶ月あたりの見込量】

事 業 名	単 位	実績(R2は見込)			見 込 量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	0	0	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	28	31	31	32	33	34
施設入所支援	利用者数 (人/月)	29	28	28	28	27	27

【サービス確保に向けて】

- ・自立支援援助及び共同生活援助については、これまでの実績に加え、精神障がいのある人が、今後施設からの移行が進められることを考慮して、利用者増で見込んでいます。
- ・施設入所支援については、ニーズに応じたサービスに努める一方で、国の 1.6% 減の指針を踏まえ、1 人減で見込んでいます。

(4) 相談支援

障害福祉サービスの利用計画の作成、地域生活への移行や定着を支援するサービスです。

【相談支援の概要】

名 称	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がいのある人に対し、サービス等利用計画等を作成し、サービス提供事業所との連携を図りながら一定期間ごとに計画内容の見直しを行います。
地域移行支援	施設入所や精神科病院に入院している障がいのある人に対し、住居の確保や地域生活へ移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身で生活している障がい者や、家族の支援が受けられない障がい者等に対し、常時連絡できるような体制を確保し、緊急時の相談や必要な支援を行います。

【相談支援の1ヶ月あたりの見込量】

事業名	単 位	実績(R2は見込)			見 込 量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	利用者数 (人/月)	32	32	32	33	33	34
地域移行支援	利用者数 (人/月)	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

【サービス確保に向けて】

- ・計画相談支援については、新規利用者への導入に努めるとともに、適正なプランの策定が維持・向上ができるように事業所や相談支援専門員の質・量の確保に努めます。
- ・地域移行支援と地域定着支援については、必要な人がいつでも支援を受けられるよう、サービス提供事業者と連携しながら啓発に努めます。

(5) 障がい児通所支援サービス等

障がい児を対象に、施設などを利用し、昼間に提供される支援サービスです。

【障がい児通所支援サービスの概要】

名 称	内 容
児童発達支援	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	医療的管理下での支援が必要な肢体不自由障がいのある児童に対し、治療及び日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、授業終了後や学校休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等を利用している障がい児に対し、障がいのない児童との集団生活に適応するための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのため外出が著しく困難で、障がい児通所支援の利用が出来ない障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所サービスを利用する障がい児に対し、障がい児支援利用計画等を作成し、サービス提供事業者との連携を図りながら一定期間ごとに計画内容の見直しを行います。

【障がい児通所支援サービスの1ヶ月あたりの見込量】

事業名	単位	実績(R2は見込)			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	利用者数 (人/月)	2	1	1	1	2	3
	見込量 (人日/月)	7	4	5	5	10	10
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	見込量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	4	3	5	5	5	4
	見込量 (人日/月)	42	44	60	60	60	50
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	0	2	2	3	3	3
	見込量 (人日/月)	0	3	3	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	見込量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	2	3	3	4	4	4
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	利用者数 (人/月)				0	0	1

【サービス確保に向けて】

- ・障がい児通所支援サービスについては、障がい児等が身近な地域で支援を受けられるよう、サービス提供事業所と連携してサービスの充実を図ります。
- ・保育所等訪問支援については、サービスの周知を積極的に行い、利用促進に努めます。
- ・現在はサービス提供体制が整っていない事業もあることから、母子保健、教育等の関係機関と連携を図り、切れ目なく適切な支援を継続して行える体制を構築し、ニーズに対応できるよう整備に努めます。
- ・障害児相談支援については、ニーズにあった支援利用計画が作成されるよう、相談員に対する研修への参加等を促進して、相談支援の質の確保を図るとともに、安定した事業運営を図ります。

2 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

地域の特性やサービスを利用者の状況に応じて町が実施する事業です。

① 理解促進研修・啓発事業

【事業の概要】

名 称	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行い、地域社会への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。

【サービスの見込量】

事業名	単 位	実績(R2は見込)			見 込 量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【今後について】

・地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるため、町イベント等で障がい者ブースを設置する等、啓発事業に取り組みます。

② 自発的活動支援事業

【事業の概要】

名 称	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

【サービスの見込量】

事業名	単 位	実績(R2は見込)			見 込 量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【今後について】

・障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行うため、障がい者団体等への助成や福祉バスの貸し出し等を行っています。

③ 相談支援事業

【事業の概要】

名 称	内 容
相談支援事業	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、サービス利用支援等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、専門的な指導や助言を実施することで、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業(住居サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援をします。

【サービスの見込量】

事業名	単 位	実績(R2は見込)			見 込 量			
		H30	R元	R2	R3	R4	R5	
相談支援事業	相談支援事業	設置数(箇所)	4	4	4	4	4	4
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
	住宅入居等支援事業(住居サポート事業)	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【今後について】

・相談支援事業については、事業を効果的に実施するため、相談支援事業所、サービス提供事業者、関係機関、圏域などとの連携を密にします。

④ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

【事業の概要】

名 称	内 容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的・精神障がい者に対して、利用支援を行い、権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援し、権利擁護を図ります。

【サービスの見込量】

事業名	単 位	実績(R2は見込)			見 込 量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
成年後見制度利用支援事業	利用者数 (人/年)	0	0	1	1	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

【今後について】

- ・成年後見制度利用支援事業については、成年後見制度の申し立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬を助成します。
- ・成年後見制度法人後見支援事業については、中泊町社会福祉協議会において、体制を整備しており、高齢者部門と一体的に実施していきます。

⑤ 意思疎通支援事業

【事業の概要】

名 称	内 容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、円滑な意思疎通を図るために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

【サービスの見込量】

事業名	単位	実績(R2は見込)			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
意思疎通支援事業	実利用者数 (人/年)	0	1	2	2	2	2

【今後について】

- ・利用者のニーズに対応できるよう引き続き必要な量の確保に努めます。

⑥ 日常生活用具給付等事業

【事業の概要】

名称	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することで自立した生活を促進します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるイスなどであって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動等の自立を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器など、情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストマ(人口肛門等)用装具など、排せつ管理を支援する衛生用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	住宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【サービスの見込量】

事業名	単位	実績(R2は見込)			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 (件数/年)	0	0	1	1	1	1
	自立生活支援用具 (件数/年)	0	1	2	1	1	1
	在宅療養等支援用具 (件数/年)	2	3	4	3	3	3
	情報・意思疎通支援用具 (件数/年)	3	2	1	3	3	3
	排泄管理支援用具 (件数/年)	289	374	314	380	380	380
	居室生活動作補助用具(住宅改修費) (件数/年)	0	0	2	1	1	1

【今後について】

- ・日常生活用具給付等事業については、排泄管理支援用具が増減を繰り返しているが、その他は大きな増減はない状況です。
- ・今後も障がいのある人が自立した生活を支援するために、国・県・圏域の動向を把握しながら必要とされる日常生活用具の給付に努めます。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

名称	内容
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うにあたって必要となる手話表現技術を習得した手話奉仕者を養成するための研修を行います。

【サービスの見込量】

事業名	単位	実績(R2は見込)			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
手話奉仕員養成研修事業	利用者数 (人/年)	無	無	0	1	1	1

【今後について】

・手話奉仕員養成研修事業については、圏域と連携しながら手話講習会の開催・周知に努め、手話奉仕員の養成に努めます。

⑧ 移動支援事業

【事業の概要】

名 称	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【サービスの見込量】

事業名	単 位	実績(R2は見込)			見 込 量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	2	2	2	3	3	3
	利用時間 (延時間/年)	76	64	100	156	156	156

【今後について】

・移動支援事業については、障がいのある人の社会参加支援として不可欠な事業のひとつであり、関係事業所と連携を図りながらサービスを提供していきます。

⑨ 地域活動支援センター事業

【事業の概要】

名 称	内 容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等を行います。

【サービスの見込量】

事業名		単位	実績(R2は見込)			見込量		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
セ 地 ン 域 タ 活 動 支 援 事 業	地域活動支援センター	設置数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
		利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	機能強化事業	利用者数 (人/月)	無	無	無	無	無	無

【今後について】

・地域活動支援センター事業については、事業を継続するとともに、関係機関との連携を深め、必要とする方へ情報提供し、利用の促進を図ります。

(2) 任意事業（その他事業）

当町では任意事業として以下の事業を行っています。

【事業の概要】

名 称	内 容
福祉ホーム事業	低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う事業者に対し、その運営を補助します。
生活支援事業(生活訓練等事業)	障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練や指導を行うことで、生活の質向上を図ります。
日中一時支援事業	日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して日中活動の場を提供することにより、介護家族の一時的な休息等を確保します。
障害者自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業(社会参加促進事業)	障がいのある人に対し、自動車運転免許の取得や、自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、就労その他の社会参加への促進を図ります。

【サービスの見込量】

事業名	単位	実績(R2は見込)			見込量		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
福祉ホーム事業	利用者数 (人/月)	11	12	10	10	10	10
生活支援事業(生活訓練等 事業)	延回/年	559	509	454	553	553	553
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	1	1	2	2	2	2
	利用回数 (延回/年)	23	42	67	67	67	67
障害者自動車運転免許取 得費助成事業・自動車改造 費助成事業	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	1

【今後について】

・福祉ホーム事業については、障がいのある人の住居を確保するため、継続して実施していきます。

・生活支援事業や日中一時支援事業について、今後も十分なサービス提供ができるよう提供体制を強化します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

町のホームページなどを活用して、本計画を広く周知します。

(2) 庁内の体制

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくり等幅広い分野で障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、町内の関係部局との連携を強化します。

(3) 連携体制の構築

この計画の推進にあたっては、関係するサービス提供事業所、社会福祉協議会、医療機関等と連携をし、計画の推進に努めます。

また、近隣市町や関係機関等と関係を強化し、施設の広域的な活用や事業の共同推進、事務事業の合理化等を通じてサービス向上に取り組みます。

(4) つがる西北五広域連合地域自立支援協議会との連携

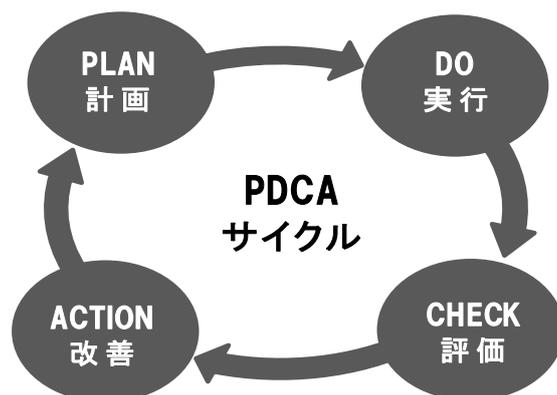
圏域でつくる自立支援協議会において、障がいのある人や、その家族、事業所等が抱える課題や、その課題から見えてくる地域の現状・課題を共有し、情報を交換するなどして連携を図ります。

(5) 制度の周知

障がいのある人にとって有益な情報を提供できるよう、窓口をはじめ利用者に制度の周知・啓発に努めていきます。また、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体等と情報を交換し、相互に協力をしながら、計画の推進を図ります。

2 計画の進行管理

つがる西北五地域自立支援協議会において、PDCA サイクルの考え方に基づき、計画の成果目標や見込量等に関する実績や達成状況、実施状況の点検及び評価に基づき、改善等を行うこととし、計画の推進と進行管理を行い、本計画の円滑な運用を図ります。



「PDCA サイクル」とは

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実績(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」のプロセスを順に実施していくものです。

付属資料

参考資料 1

○中泊町地域福祉施策推進協議会設置要綱

平成28年9月21日

告示第92号

(設置)

第1条 中泊町地域福祉計画の策定及び障害者、高齢者、子ども・子育て等の関連する各計画を策定するため、また、中泊町の地域福祉全般の施策推進に関し、重要な事項について協議するため中泊町地域福祉施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議等を行う。

- (1) 障害者差別解消支援に関すること。
- (2) 障害者計画の策定に関すること。
- (3) 障害者福祉計画の策定に関すること。
- (4) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (6) 老人福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (7) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (8) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
- (9) 地域の社会資源の開発及び強化に関すること。
- (10) その他協議会が必要と認めるもの

(組織)

第3条 協議会は、委員27名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会代表者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 身体障害者福祉団体関係者
- (4) 社会福祉事業関係者
- (5) 保健・医療関係者

- (6) 教育関係者
- (7) 子ども関係団体関係者
- (8) 関係行政職員
- (9) その他町長が必要と認めた者

- 3 委員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員がその本来の職を失ったときは、前2項の規定にかかわらず、その職を失う。
- 6 協議会に、次の部会を置く。
 - (1) 地域福祉、高齢・障害者支援部会
 - (2) 子ども・子育て支援部会(会長・部会長)

第4条 協議会に会長及び部会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 部会長は、部会委員の互選により選任する。
- 6 部会長は、部会務を総理し、部会を代表する。
- 7 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(費用の弁償)

第7条 委員及び関係者が会議に出席した場合においては、中泊町報酬及び費用弁償に関

する条例(平成17年中泊町条例33号)の規定に準じて報酬及び費用弁償を支給するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、町長が招集する。
- 3 中泊町障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会設置要綱(平成19年中泊町告示第10号)及び中泊町老人福祉計画及び介護保険事業計画設置要綱(平成17年中泊町告示第29号)の設置事項を第3条第6項第1号地域福祉、高齢・障害者支援部会が兼ねることができる。
- 4 中泊町子ども・子育て会議条例(平成25年中泊町条例第23号)の設置事項を第3条第6項第2号子ども・子育て支援部会が兼ねることができる。

参考資料 2

中泊町地域福祉施策推進協議会 地域福祉、高齢・障害者支援部会

■委員名簿

選 出 区 分	職 名	氏 名
町議会議員	産業福祉常任委員会委員長	秋 田 博
社会福祉関係団体	民生・児童委員協議会会長	川 島 久 幸
	老人クラブ連合会会長	中 村 盛 江
身体障害者団体	身体障害者福祉会 会長	對 馬 て み
社会福祉事業関係者	内潟療護園 園長	野 上 一 幸
	包括支援センター所長	對 馬 勝 子
	社会福祉協議会事務局長	白 川 佳 子
	静和園 園長	今 忠
保健・医療関係者	中泊おの医院 院長	小 野 裕 明
教育関係者	町校長会会長	小 野 雅 史
町行政職員	町民課長	山 中 哲 哉
一般町民	一般町民	磯 野 と し 子

■開催記録

開催日	内容
第 1 回 令和 3 年 1 月 2 8 日 (木)	第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画（素案） について ・計画概要について
第 2 回 令和 3 年 2 月 1 8 日 (木)	第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画（案）に ついて ・計画（案）について

中泊町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

発行：令和3年3月

編集：中泊町福祉課

〒037-0392 青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地

電話 0173-57-2111（代表） FAX0173-57-3849